

# 都市ガス普及促進割引

【付帯契約型：「新築割」・「他燃料切替割」】

令和3年7月1日 実施

青森ガス株式会社

## 目 次

1. 都市ガス普及促進割引の実施及び適用	1
2. 用語の定義	1
3. 付帯契約の種別・割引率	1
4. 適用条件	1～2
5. 付帯契約の締結及び契約期間	2
6. 料 金	2～3
7. 付帯契約の変更	3
8. 適用条件の確認及び解約	3
9. そ の 他	3
付 則	
1. この付帯契約の実施期日	4
( 別表第 1 )	4
( 別表第 2 )	4

## 1. 都市ガス普及促進割引の実施及び適用

- (1) この都市ガス普及促進割引（以下「付帯契約」といいます。）は、青森ガス株式会社（以下「当社」といいます。）が行う都市ガス小売供給の実施に関し、必要な事項を定めたものです。
- (2) この付帯契約に定めのない細目的事項は、必要に応じてこの付帯契約の趣旨に則り、その都度お客さまと当社の協議によって定めます。

## 2. 用語の定義

この付帯契約において使用する用語の定義は、次のとおりです。

- (1) 「付帯契約」とは、主契約に付帯して締結する契約をいいます。
- (2) 「主契約」とは、この付帯契約の対象となるガス使用契約で、別表第1に定める約款に基づくものをいいます。
- (3) 「専用住宅」とは、居住の目的だけに建てられた住宅で、店舗・作業場・事務所など業務に使用するために設備された部分がない住宅をいい、「併用住宅」とは、店舗・作業場・事務所などの業務に使用するため設備された部分と、居住の用に供されている部分が結合している住宅をいいます。
- (4) 「新築」とは、新たに住宅を建築することをいいます。
- (5) 「他燃料切替」とは、オール電化住宅または他社プロパンガス・灯油等を熱源とする都市ガスを使用していない住宅等が、新たに都市ガスへ燃料転換することをいいます。
- (6) その他の用語については、主契約の約款における「用語の定義」によります。

## 3. 付帯契約の種別・割引率

この付帯契約の種別（以下、「割引種別」といいます。）及び割引率は、別表第2のとおりといたします。

## 4. 適用条件

この付帯契約は、次の(1)から(5)に定める条件を全て満たし、お客さまが希望する割引種別の適用条件（(6) (7)のいずれか）を満たした場合に適用いたします。

- (1) 主契約を締結していること。
- (2) 戸建の専用住宅または、併用住宅の居室で使用する場合で、一需要場所内に設置するガスメーターの能力の合計が10立方メートル毎時以下であること。
- (3) 原則、住宅の所有者と主契約の締結者が同一名義であること。
- (4) 主契約の料金の支払いを、原則として口座振替によりお支払いいただくこと。
- (5) 令和3年7月1日以降に当社の供給する都市ガスを使用開始すること。
- (6) 新築割の場合  
次に掲げる①及び②に該当すること。

- ① 次に掲げるいずれかに該当すること
    - I. 新築（新規建売住宅の購入も含みます）で、新たに都市ガスを使用する場合。
    - II. 都市ガスを既に使用している建物を、建替えにより継続して都市ガスを使用する場合。
  - ② 新築した住宅の完成日または、住宅取得日が12か月以内であること。この場合、完成日等が判別できる書類を確認させていただくことについて承諾していただけること。
- (7) 他燃料切替割の場合
- 次に掲げる①及び②に該当すること。
- ① 他燃料からの切替により、新たに都市ガスを使用開始する住宅であること。または、都市ガスを使用していない建物で、新たに都市ガスの使用となること。ただし、同一需要場所で既にこの付帯契約で定める新築割、他燃料切替割を適用していないこと。
  - ② 他燃料切替をした住宅の工事完了日（切替日）が、12か月以内であること。

## 5. 付帯契約の締結及び契約期間

- (1) この付帯契約を希望されるお客さまは、所定の申込書により当社に申し込んでいただきます。
- (2) この付帯契約は、当社が申込を承諾した日（以下「契約成立日」といいます。）に成立いたします。
- (3) この付帯契約の申込は、別表第2の割引種別のいずれか一つとしていただきます。
- (4) 新築割、他燃料切替割の契約期間は契約成立日以降最初の定例検針日（契約成立日と定例検針日が同日の場合を含みます。）の翌日（以下「適用開始日」といいます。）から60か月目の定例検針日までといたします。

## 6. 料金

当社は、料金算定期間の料金（主契約に基づき算定した基本料金と従量料金の合計額（以下、「主契約ガス料金」といいます。）に別表第2の割引種別の割引率を次の(1)または(2)の方法により適用して算定し、この付帯契約での料金とします。

### (1) 主契約ガス料金が早収料金の場合

- ① 主契約ガス料金（早収料金）に割引率を乗じ割引額を求めます（小数点以下の端数切上げ）。
- ② 主契約ガス料金（早収料金）から①の割引額を差し引いた金額を、この付帯契約での早収料金（以下、「割引後早収料金」といいます。）といたします。
- ③ 主契約ガス料金（早収料金）が基本料金のみの場合、本付帯契約に定める割引はいたしません。

(2) 主契約ガス料金が遅取料金の場合

- ① 割引後早取料金を3パーセント割増しした金額を、この付帯契約での遅取料金（以下、「割引後遅取料金」といいます。）といたします（小数点以下の端数切捨て）。
- ② 割引後遅取料金のお支払い方法は、ガス小売供給約款に定める遅取料金の支払い方法に準じ、早取料金を割引後早取料金として、遅取料金を割引後遅取料金として取り扱います。

7. 付帯契約の変更

- (1) 当社は、主契約の供給条件等の変更に伴い、この付帯契約を変更することがあります。この場合、料金その他の供給条件等は、変更後の付帯契約によります。
- (2) 当社は、ガス小売供給約款に定める方法で当該変更内容をお知らせします。なお、当社が主契約の供給条件等のみを変更する場合は、主契約の供給条件等の規定によります。

8. 適用条件の確認及び解約

- (1) 当社は、4に定める適用条件が満たされているかを確認させていただく場合があります。この場合、正当な事由がない限り、住宅への立ち入りまたは、適用条件を確認できる資料等の提出を承諾していただきます。万一、立ち入りまたは資料の提出を承諾していただけない場合、当社はこの付帯契約の申込みを承諾いたしません。また、既に契約されている場合には、契約を解約いたします。
- (2) お客さまは、契約期間中に適用条件が満たされない事由が発生した場合には、ただちにその旨を当社へ連絡していただきます。
- (3) (1) または (2) に基づく解約日は、4に定める適用条件を満たさなくなったことが明らかになった日以降最初の定例検針日といたします。
- (4) 当社は、この付帯契約の対象となっている需要場所が、料金の不払い等による供給停止となった場合、その供給停止の日以降最初の定例検針日をもってこの付帯契約を解約する場合があります。この場合、供給を再開した後に、この付帯契約を再度契約いただくことはできません。
- (5) 当社は、お客さまが主契約を解約された場合、その解約の日をもってこの付帯契約の解約日といたします。

9. その他

この付帯契約に定めのない事項については、この付帯契約が適用される主契約の約款を適用いたします。

附 則

1 この付帯契約の実施期日

この付帯契約は、令和3年7月1日から実施いたします。

(別表第1)

主契約
ガス小売供給約款

(別表第2)

割引種別、割引率及び契約期間

この付帯契約の割引種別、割引率及び契約期間は次のとおりといたします。

割引種別	割引率(1か月につき)	契約期間
新築割	主契約早収料金の10%	60か月
他燃料切替割	主契約早収料金の10%	60か月